

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正案」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 案			現 行		
(略)			(略)		
<p><u>附 則</u> この規程は、<u>令和3年9月6日から施行し、改正後の別表1は、令和3年8月25日から適用する。</u></p>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	(略)	(略)	処置料等	(略)	(略)
	妊婦等健診料等			妊婦等健診料等	
	妊婦健診料（診察・指導） 初回 1回につき	4,000		妊婦健診料（診察・指導） 初回 1回につき	4,000

	妊婦健診料（診察・指導） 1回につき	3,000
	妊婦指導料（母親学級） 1回につき	800
	妊婦指導料（助産師外来） 1回につき	1,200
	産後健診料 1回につき	3,000
	乳児検診料 1回につき	7,150
	<u>分娩に関わる薬剤（新設）</u>	
	<u>プロウペス臍用剤10 mg 1個（新設）</u>	<u>23,100</u> (新設)
	避妊リング挿入料 1回につき	33,000
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)

【改正理由】

国内で新たな分娩誘発の薬剤が承認されたことを受け、自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。

	妊婦健診料（診察・指導） 1回につき	3,000
	妊婦指導料（母親学級） 1回につき	800
	妊婦指導料（助産師外来） 1回につき	1,200
	産後健診料 1回につき	3,000
	乳児検診料 1回につき	7,150
	避妊リング挿入料 1回につき	33,000
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)